

●日本組織培養学会奨励賞選考規定（令和3年5月7日改正）

第1条 名称：日本組織培養学会奨励賞と称する。

第2条 目的：将来性ある若手研究者の研究を奨励し本学会の活性化を図る。

第3条 受賞対象：本学会大会の筆頭学術発表者であって、当該会計年度の4月1日現在で40歳以下の会員であること。原則として3から5名に授与される。尚、受賞者は再度応募出来ない。

第4条 発表期限：当該年度本学会で発表されたものに限る。

第5条 演題登録の前に所定の申請書を教育・奨励賞担当理事に提出する（電磁送付可）。書類審査通過後に演題登録を行う。応募演題は一人一題に限る。

第6条 選考：審査員は本学会理事および大会会長が審査し、応募時の書類選考に加え、大会発表時の発表技術、理解度、方法論、討論力の優劣により決定する。

第7条 表彰：本学会の総会時に代表理事が発表し、賞状ならびに副賞を贈呈する。

第8条 改訂：理事会で行う。

附則： 本選考規定は令和3年度から実施する。

細則： 審査員が応募演題の共同演者の場合、その演題の投票はできないものとする。